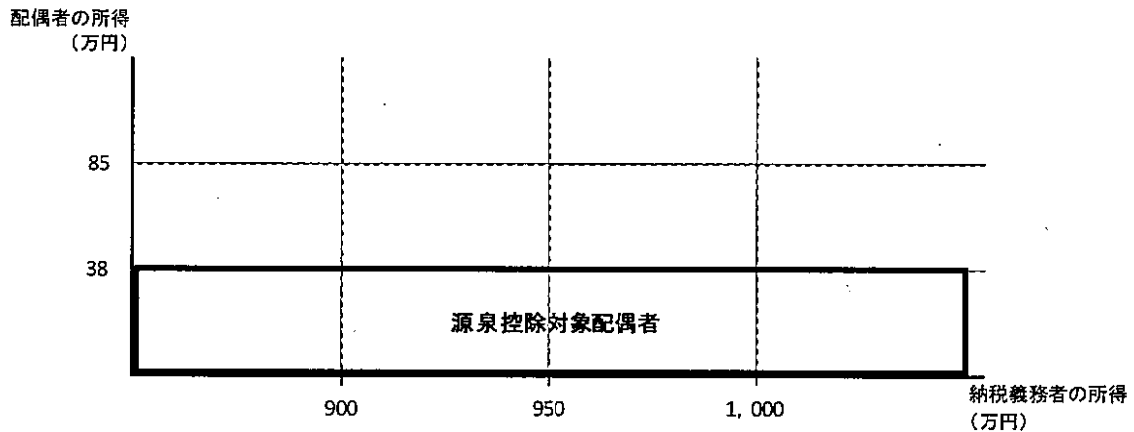


平成 31 年度課税から適用される配偶者の扶養に関する取扱いについて

【従来】

納税義務者の所得に制限はなく、配偶者の所得判定のみに基づいて、配偶者控除及び老人配偶者控除の適用の可否を判定している。また、該当控除の適用を受けている場合は、配偶者を扶養しているものとされる。



【平成 31 年度課税以降】

配偶者控除・老人配偶者控除を適用する上で、新たに、納税義務者の所得に対する制限が設けられた。

具体的には、納税義務者の所得が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除及び老人配偶者控除の適用を受けることが出来ない。ただし、扶養親族である旨の申告をすることは可能で、その場合の控除額は 0 円。

従来と異なり、配偶者控除及び老人配偶者控除の適用がない場合でも、配偶者を扶養している場合が生じ、そのような場合『同一生計配偶者』という区分で管理される。

